

社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱

第1 指導監査の目的

指導監査は、健康福祉局及び子ども青少年局が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）及び民間の社会福祉施設（以下「施設」という。）が関係法令及び通知等を遵守し、その設立又は設置目的に沿って適切に運営しているか否かを明らかにすることにより、当該法人及び施設の適正な運営を確保することを目的とする。

第2 指導監査の種類

指導監査は、一般監査及び特別監査とし、次のとおり実施する。

1 一般監査

(1) 定例監査

定例監査は、法人運営についての指導監査事項及び施設の運営全般について、実施計画を策定して実施する。

(2) 確認監査

確認監査は、定例監査の改善指導に対して法人又は施設（以下「法人等」という。）の改善状況の報告について、実地に改善状況を確認する必要がある場合及び継続的に指導が必要である場合に実施する。

2 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 法人等の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(2) 遵守すべき基準について重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき

(3) 法人等について内部告発があり、上記の(1)又は(2)に相当する情報と認められるとき

(4) 度重なる一般監査によっても改善が認められないとき

(5) 正当な理由なく、一般監査を拒否したとき

第3 指導監査指摘基準

指導監査の結果により行う改善指導は、指導監査指摘基準に基づいて行う。指導監査指摘基準は、健康福祉局が設置する社会福祉法人等審査会（子ども青少年局共管）の審査を経て、別に定める。

ただし、法人の指導監査については、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「国要綱」という。）の別紙「指導監査ガイドライン」を指導監査指摘基準とする。

第4 指導監査の実施計画

1 第2の1(1)の実施計画は、毎年度当初に策定する。

- 2 実施計画の策定にあたっては、国の指導方針及び本市の前年度指導監査結果を踏まえるとともに、社会福祉法人等審査会の審査を経るものとする。

第5 指導監査体制

- 1 指導監査は、原則として課長補佐級以上の職にある者を含めた指導監査班を編成して実施するものとする。なお、法人等の規模等を勘案して監査担当者数を増減させることができる。
- 2 指導監査班には、必要に応じて保育士、管理栄養士、栄養士その他の専門職を加えることができる。
- 3 指導監査に関係行政機関の職員の同行を求めることができる。

第6 指導監査の実施方法

- 1 指導監査は、実地で行うものとする。ただし、状況に応じて、書面又はオンライン等を活用して実施することができる。
- 2 指導監査のうち一般監査は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める周期で行う。
 - (1) 法人 国要綱に基づき、法人ごとに3年から5年に1回
 - (2) 施設（児童福祉施設を除く。） 2年又は3年に1回
 - (3) 児童福祉施設 1年に1回
- 3 新たに設立又は設置された法人等への初回の一般監査は、設立又は設置された年度から前項各号に定める周期に達する年度の終わりまでの間に実施する。
- 4 運営状況に問題があると認められる法人等への一般監査は、2にかかわらず随時実施するものとする。
- 5 指導監査の実施にあたっては、事前に文書により当該法人等に通知するものとする。ただし、文書による事前通知によっては指導監査の目的が達せられないおそれがある場合は、この限りでない。
- 6 監査担当者は、指導監査終了後、法人の代表者、施設長等に対して指導監査結果の講評を行い、改善が必要な事項を指導する。

第7 指導監査後の措置

- 1 監査担当者は、指導監査結果について速やかに上司に復命する。
- 2 第6の6の講評において改善指導した事項について、第3において定める指導監査指摘基準に基づいて整理し、改善状況の報告を求める必要がある事項については、指導監査終了後1か月以内を目処として法人の代表者、施設長等に対して文書をもって通知する。
- 3 改善状況の報告については、前項の通知の日から1か月以内の期限を付して改善状況報告書の提出を求めるとともに、その改善状況報告書には改善状況が明らかとなる資料を添付させるものとする。

第8 改善状況の確認

改善状況報告書の提出があったときは、次の措置を行う。

- (1) 報告内容を点検し、確認監査が必要な場合は、速やかに実施する。
- (2) 報告内容が改善計画となっているなど改善が確定していない場合は、改善状況を追跡するなど継続的な指導を行う。

第9 改善命令等

文書をもって改善指導した事項について、度重なる指導にもかかわらず改善が図られない場合は、個々の状況に応じ、改善命令等所要の措置を講じるものとする。

第10 指導監査の連絡調整

- 1 指導監査に関する総合的な調整が必要な場合は、社会福祉法人等審査会において協議する。
- 2 個別の法人等に対する改善指導にあたり、必要な場合は、社会福祉法人等審査会において協議する。
- 3 指導監査の円滑な実施を確保するため、関係課の連絡調整会議を開催する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降一般監査を実施する法人については、当面の間、第6の1に定める周期にかかわらず一般監査の実施を2年に1回とすることができる。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。